



保育士資格をお持ちの方へ

貸付制度のご案内

貸付後、愛媛県内の保育所等において保育士として2年間継続して従事した場合、

全額返還免除します！

保育士就職準備金貸付

貸付額

40万円以内
(1回限り)

貸付対象者

対象となる施設若しくは事業を離職した方又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない方で、愛媛県内で新たに保育士として保育所等に週20時間以上の勤務をされる方。

対象となる経費(例)

転居を伴う場合の移転費用、通勤用自転車・バイクの購入費用、勤務のための被服費など

未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

貸付額

保育料の半額 (月額 27,000 円を上限)を**1年間** (勤務開始から起算)

貸付対象者

次のいずれかに該当し、保育所等に週20時間以上の勤務をされる方。

- (1) 未就学児を持つ保育士であって、愛媛県内の保育所等で保育士として新たに勤務される方
- (2) 既に雇用されている未就学児を持つ保育士で、産後休暇又は育児休業から復帰される方

未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付額

子どもの預かり支援事業の利用料の半額を**2年間**

(年額 123,000 円を上限)

貸付対象者

次の全ての要件を満たし、保育所等に雇用されている保育士の方。

- (1) 未就学児を持ち、保育所等を利用している方
- (2) 保育所等に勤務する時間帯に、子どもの預かり支援に関する事業を利用する方



申請にあたっては、連帯保証人1名が必要です。

連帯
保証人

連帯保証人の要件

- ①独立した生計を営んでいること(同居人不可)
- ②安定した収入があること(非課税または均等割のみは不可)